

○財務省告示第百号
国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
条第十一项の規定に基づき、平成三十年三月二十
日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 国庫短期証券（第七百四十六回）

二 発行の根拠
特別會計に關する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項並びに財政法（昭和二
十二年法律第三十四号）第七條
の法律及びそ

三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機關は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為れる入札

四 発行方法

十二	ロ					十一	イ					七	ロ												
償還期限	行争入札	争入札	非争入札	者争入札	特争入札	国争入札	入札	価札	発札	行争入札	争入札	非争入札	者争入札	特争入札	国争入札	入札	価札	発札	行争入札	争入札	非争入札	者争入札	特争入札	国争入札	
た					三	額	一	額	平	す	額	の	振	五	四	四	八	一							
だ					厘	面	厘	面	成	る	の	記	替	万	千	千	兆								
し						金	以上	金	三	。	整	載	法	円	円	万	八								
、						額	の	額	十	数	又	の	の		五	千	千								
償還期						百	それ	百	年	倍	は	規	規		十	三	六	百							
が						円	ぞ	円	三	の	記	定	に		億	億	百	七							
銀行休業						につ	の	につ	月	金額	録	よ	よ		九	千	八	十							
日に						き	の	き	二	に	は	る	る		千	三	億	五							
						百	の	百	十	よ	最	振	振		百	十	千	千							
						円	の	円	日	る	低	替	替		十	六	億	五							
						十	の	十		も	額	口	口		万	万	千	千							
						四	と	四		の	金	簿	簿			百	百	百							
						銭		銭		と	金	簿	簿			百	百	百							

特別会計に関する法律第四十六
 条第一項の規定に基づき発行し
 た割引短期国債については、額
 面金額で四千四百四十八億円

平成三十一年三月二十日
 償還期が銀行休業日に

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
三 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 支 と
年 か ら 額 払 き
三 通 百 円 に は
月 知 を つ き 百 円 。 そ の
二 受 け 取 った 者 翌 営 業 日
十 日 者 者 日 に